

地域福祉交通「風ぐるま」の見直しの経緯

1 施設巡回バス（昭和 53 年 9 月～）

施設巡回バスは、高齢者や障害者の区内各所の施設への移動手段を確保することを目的としていた。

2 福祉バス（昭和 63 年 8 月～）

住民情報オンラインシステムが稼働し、近隣の出張所でもかなりの事務手続きが可能になったために、施設巡回バスを廃止し、福祉施設利用者の交通手段としての福祉バスの運行を開始した。

しかし、行先が高齢者センター、旧富士見福祉会館等の福祉施設のみとしていたことから、利用対象者も既存の交通手段での移動が困難な方に限定され、便数も 1 日 3 便のみであった。

このため、一般区民の利用、他の施設への利用、運行本数の増、きめ細かいルートの設定等の要望が数多く寄せられた。

3 風ぐるま（平成 9 年 4 月～）

福祉バスへの改善要望に応えるため、それに代わる事業として、地域福祉乗合タクシーとして、だれでも利用できる「風ぐるま」乗合便事業を開始した。

当初は 1 路線のみであったが、区民からの路線拡大の要望を受け、平成 14 年 6 月には現在の路線の基になる 3 路線に拡大した。また、平成 22 年には障害者福祉センター「えみふる」、千代田保健所の開設に伴う路線変更を行った。

4 風ぐるまの見直し

路線の拡大、利用者の増大とともに、「路線が複雑でわかりづらい」、「定員いっぱいでは乗り切れなかった」、「運行本数を多くして待ち時間を短くしてほしい」、「車両を大きくしてベビーカーにも乗りやすくしてほしい」、「安全に車椅子で乗降できるようにしてほしい」といった様々な意見が寄せられ、多様なニーズに対応しきれなくなったため、平成 24 年度に「風ぐるま見直し検討会」を設置した。検討会では改めて利用者実態調査を行い、調査で明らかになった利用者の意見、運行の実態等を踏まえ、見直しの方向性の検討を行い、平成 26 年 2 月に区に対し提言書が提出された。

地域福祉交通「風ぐるま」事業履歴

昭和 53 年 9 月～	昭和 63 年 8 月～	平成 9 年 4 月～
施設巡回バス	福祉バス	地域福祉タクシー「風ぐるま（乗合）」
・マイクロバス 3 台 ・麴町・神田便各 6 便	・マイクロバス 2 台 7 人乗り 1 台 ・麴町・神田便各 3 便	・ワンボックス 4 台 ⇒ 6 台 平成 14 年 6 月路線拡大 ・麴町・神田便各 12 便 ⇒ 秋葉原・麴町便 9 便 - 内神田・富士見便 10 便 - 四谷・御茶ノ水便 5 便 平成 22 年 1 月運行改正 ⇒ 和泉・麴町便 8 便 - 内神田・富士見便 10 便 - 四谷・あきば便 10 便
・利用者負担なし	・利用者負担なし	・原則有料 100 円 (無料対象者：区民で、60 歳以上の者・障害者・妊婦・未就学児連れの保護者等)
・区の自主事業	・区の自主事業	・旅客運送事業者の事業に補助金